

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(平成二十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第百七十八号)

改正 平成二十九年 一月一三日 厚生労働省告示第 一二号

同 二十九 九月二七日 同 第三〇二号

同 三〇年一〇月三〇日 同 第三七三号

同 三一年 四月一五日 同 第二三〇号

令和 二年 五月 八日 同 第二〇三号

同 三年 一月 四日 同 第一 号

同 三年 六月二三日 同 第二四三号

同 三年 六月二五日 同 第二五〇号

(同 三年一二月二七日 同 第四一六号)

同 三年一二月二七日 同 第四一六号

同 四年 六月三〇日 同 第二二四号

同 六年 一月一五日 同 第 五号

同 七年 四月三〇日 同 第一四八号

同 七年 四月三〇日 同 第一五〇号

同 七年 五月三〇日 同 第一六八号

同 七年 七月三一日 同 第二一三号

同 八年 七月 一日 同 第二五九号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六

条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六條の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令七厚労告一五〇・改称)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベート軟膏Sを除く。)とする。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 アゼラスチン
- 四 アモロフィン
- 五 アルミノプロフェン
- 六 アンブロキシール
- 七 イコサペント酸エチル
- 八 イソコナゾール
- 九 イソチペンジル(歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)

十	イブプロフェン
十一	イトプリド
十二	イブプロフェンピコノール
十三	インドメタシン
十四	ウフェナマート
十五	エキサラミド
十六	エコナゾール
十七	エバスチン
十八	エピナスチン
十九	エブラジノン
二十	エメダスチン
二十一	オキシコナゾール
二十二	オキシメタゾリン
二十三	オキセサゼイン
二十四	オメプラゾール
二十五	カルボシステイン
二十六	クロトリマゾール（ ちゅう 腔カンジダ治療薬に限る。）
二十七	クロモグリク酸
二十八	ケトチフェン
二十九	ケトプロフェン
三十	ゲファルナート
三十一	シクロピロクソオラミン
三十二	ジクロフェナク

三十三	シメチジン
三十四	ジメモルファン
三十五	スルコナゾール
三十六	精製ヒアルロン酸ナトリウム
三十七	セチリジン
三十八	セトラキサート
三十九	ソイステロール
四十	ソファアルコン
四十一	チオコナゾール
四十二	チキジウム
四十三	チメピジウム
四十四	テプレノン
四十五	テルビナフィン
四十六	トラニラスト
四十七	トリアムシノロンアセトニド
四十八	トリメブチン
四十九	トルシクラート
五十	トロキシピド
五十一	ニコチン
五十二	ナプロキセン
五十三	ニザチジン
五十四	ネチコナゾール
五十五	ピコスルファート

五十六 ビソキサチン酢酸エステル
五十七 ビダラビン
五十八 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
五十九 ビホナゾール
六十 ピレンゼピン
六十一 ピロキシカム
六十二 ファモチジン
六十三 フェキソフェナジン
六十四 フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン（花粉、ハウスダスト（室内塵）などによる鼻のアレルギー症状を緩和することを目的とするものに限る。）

六十五 フェルビナク
六十六 ブチルスコポラミン
六十七 ブテナフィン
六十八 プラノプロフェン
六十九 フラボキサート
七十 フルチカゾンプロピオン酸エステル
七十一 フルニソリド
七十二 フルルビプロフェン
七十三 プレドニゾロン吉草酸エステル
七十四 プロピベリン
七十五 ブロムヘキシン
七十六 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル

七十七 ベタメタゾン吉草酸エステル
七十八 ヘプロニカート
七十九 ベポタスチン
八十 ペミロラストカリウム
八十一 ポリエチレンスルホン酸
八十二 ポリエンホスファチジルコリン
八十三 ポリカルボフィルカルシウム
八十四 ミコナゾール
八十五 メキタジン
八十六 メロキシカム
八十七 モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。）
八十八 ヨウ素・ポリビニルアルコール（目の殺菌消毒薬に限る。）
八十九 ラニチジン
九十 ラノコナゾール
九十一 ラベプラゾール
九十二 ラメルテオン
九十三 ランソプラゾール
九十四 ロキサチジン酢酸エステル
九十五 ロキソプロフェン
九十六 ロペラミド
九十七 ロラタジン

抄 改正文 （令和三年六月二五日厚生労働省告示第二五〇号）

令和四年一月一日から適用する。

附 則 （令和七年四月三〇日厚生労働省告示第一五〇号）

この告示は、令和七年十二月一日から適用する。